

専門医制度委員会(施設認定委員会)からのお知らせ

専門医制度規約改定

認定施設・教育関連施設の更新/新規申請に伴う資格条件の変更 (令和4年度から)

従来、認定施設・教育関連施設 A の更新/新規申請には新生児外科症例（入院症例数）を資格条件として求めておりましたが、今回これを削除し、新生児に関しては新生児外科手術数（新生児手術数）のみを条件とすることといたしました。

また教育関連施設 B にも施設実地調査（サイトビジット）に対応できる態勢を条件としております。

詳しくは専門医制度施行細則をご参照ください。

以上

[詳細はこちら](#)